

# 公益財団法人秋田市総合振興公社確認検査手数料規程

(平成28年 3月30日理事長決裁)

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める公益財団法人秋田市総合振興公社確認検査業務規程第47条に基づき、公益財団法人秋田市総合振興公社（以下「公社」という。）による確認検査業務及び仮使用認定に関する業務の実施に係る手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(令5・一部改正)

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請1件につき、別表1に掲げる手数料の額とする。

- 2 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積の2分の1に該当する別表1に掲げる手数料の額とする。
- 3 建築物の移転、大規模の修繕及び大規模の模様替に係る手数料の額は、当該計画に係る部分の床面積の2分の1に該当する別表1に掲げる手数料の額とする。
- 4 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する部分の床面積の二分の一に該当する別表1に掲げる手数料の額とする。
- 5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書きに規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準の確認審査が比較的容易にできるもの（以下「ルート2基準審査」という。）を要する場合は、別表2に掲げる手数料の額を加算する。

(平30・令5・一部改正)

(昇降機に関する確認申請手数料)

第3条 昇降機の確認申請に係る手数料の額は、1基につき、別表3に掲げる手数料の額とする。

(平30・令5・一部改正)

(工作物に関する確認申請手数料)

第4条 工作物の確認申請に係る手数料の額は、1の工作物につき、別表3に掲げる手数料の額とする。

(平30・令5・一部改正)

(建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料)

第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査に係る手数料の額は、申請1件につき、別表1に掲げる手数料の額とする。

- 2 完了検査申請に係る手数料の額は、中間検査があるものは別表1の「中間検査あり」の欄に、中間検査が無いものは「中間検査なし」の欄に掲げる手数料の額とする。

(令5・一部改正)

(昇降機に関する完了検査申請手数料)

第6条 昇降機の完了検査に係る手数料の額は、1基につき、別表3に掲げる手数料の額とする。

(平30・一部改正)

(工作物に関する完了検査申請手数料)

第7条 工作物の完了検査に係る手数料の額は、1の工作物につき、別表3に掲げる手数料の額とする。

(平30・一部改正)

(仮使用認定に関する申請手数料)

第8条 仮使用認定申請に係る手数料の額は、別表4に掲げる手数料の額とする。

(平30・一部改正)

(確認申請手数料等の減額)

第9条 次に掲げる建築物の確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料(以下「確認申請手数料等」という。)の額は、第2条第1項及び第3条から第7条までに規定する手数料の金額の2分の1の額とする。

(1) 災害により滅失又は破損した建築物で、その災害があった日から1年以内にこれを建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとするもの

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)若しくは土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事業又はその他の公共事業を施行するために建築物の移転、改築等をしようとするもの

2 前項の規定により確認申請手数料等の減額を受けようとする者は、確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書を提出する前に、地方公共団体の発行する罹災証明書又は土地区画整理事業施行者等の発行する証明書の原本を添えて公社に提出しなければならない。

(令5・一部改正)

(その他)

第10条 第2条から第8条に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを得ない事情が生じた場合には改正することができる。

(附則)

この規程は、平成28年4月11日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月28日)

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

【別表 1】建築物の確認検査手数料

床面積の合計	確認申請	(※1) 中間検査	完了検査	
			中間検査あり	中間検査なし
30㎡以内	7,000円	12,000円	12,000円	14,000円
30㎡超え100㎡以内	13,000円	14,000円	14,000円	17,000円
100㎡超え200㎡以内	20,000円	21,000円	21,000円	23,000円
200㎡超え500㎡以内	26,000円	28,000円	29,000円	31,000円
500㎡超え1,000㎡以内	46,000円	49,000円	50,000円	51,000円
1,000㎡超え2,000㎡以内	63,000円	66,000円	67,000円	73,000円

(※1) 建築物を建築する場合

建築に係る部分の床面積のうち中間検査前に施工された工事に係る部分の床面積の合計

【別表 2】ルート 2 基準審査手数料

床面積の合計	手数料
1,000㎡以内	78,000円
1,000㎡超え2,000㎡以内	104,000円

【別表 3】昇降機・工作物の確認検査手数料

種 別		確認申請	計画変更	完了検査
昇降機	エレベータ・エスカレータ	9,000円	5,000円	13,000円
	小荷物専用昇降機	4,000円	3,000円	8,000円
工作物		8,000円	4,000円	9,000円

【別表 4】仮使用認定申請手数料

名称	金額
検査済証の交付を受ける前における建築物等の 仮使用認定申請手数料	120,000円